

温泉の歴史

別所温泉財産区 平成 23 年 6 月 21 日

西紀(年)	年次(年)	内 容	備 考
8 2 5	天長—2	別所温泉の出現を伝う 円仁慈覚大師—大師湯—入浴	平安時代
8 2 6	天長—3	慈覚大師北向観世音本堂創建を伝う	
9 9 6	長徳—2	枕草子—湯は、ななくりの湯。有馬の湯。玉造の湯。 ななくりの湯—別所温泉といわれる	榊原温泉（三重県） 湯の峰温泉（和歌山） の説あり
1 1 8 1	治承—4	木曾義仲・葵の舞—大湯（葵の湯）—入浴	新平家物語 この頃依田城に滞在
1 1 8 6	文治—2	源頼朝、塩田に惟宗忠久を地頭として送り込む	初代島津家
1 2 3 4	嘉禄—1 0	順徳天皇—八雲御抄—ななくりの湯は信濃の御湯である。 皇室が選ぶ日本の名湯 9 か所の内、3 か所だけを 「御湯」という称号をつけた。 別所温泉、秋保温泉、野沢温泉 「筑摩川春行く水は澄みにけり 消えていくかの峰のしら雪」 天皇御製	日本 3 大御湯
1 2 7 7	建治—3	北条義政—大湯—入浴。 北条湯とも言われた	塩田北条氏の支配下となる 1333 年まで続く
1 2 8 1	弘安—4	大湯薬師堂、長命院玄斉大徳により開基	
1 5 4 7	天文—1 7	大湯普請	
1 5 7 4	天正—2	大湯に温泉社を創建する、お堂の庭よりわずか上がったところに温泉様とよばれる石の祠が 5 基ある、その 1 つに玄斉霊と刻まれている、	大湯薬師堂上
1 6 2 2	元和—8	大湯、玄斉湯、お茶屋、藩主湯治利用施設となる 真田氏松代へ仙石氏小諸より入封	村上→武田→真田→仙石
1 6 3 0	寛永—7	旅籠屋仲間議定書（世情不穏につき、長脇差、渡世人、無宿者、悪党、風来人等の宿泊はご法度）	
1 6 7 5	延宝—3	石湯屋根ふき替え—かやぶき、（かや、縄、院内、岳の尾持ち）	院内、上手中心に村民総出
1 6 9 3	元禄—6	大湯薬師堂、四国六十六番札所となる	
1 6 9 8	元禄—1 1	大湯、玄斉湯、太師湯普請の村定の覚え 12 ケ条制定 御殿、御門の内—村人足は使わないこと 御普請で別所へ来られる時は上田馬で、帰りは別所馬で送る等	

1701	元禄一14	藩主仙石政俊公、入浴後玄齊湯を長命湯と改称するよう指示	公文書一長命湯 地元一玄齊湯
1706	宝永一3	仙石氏から松平氏に国代えとなり上田藩へ差出帳を提出（仙石氏出石へ、松平氏出石から） 湯5か所（大湯・露天風呂あり、大師湯、長命湯、石湯、こが湯・露天風呂） 旅舎一院内4軒、大湯16軒、 お茶屋、大湯一上田藩主の保養所 各浴場の坪数、泉質、泉温、入浴状況等報告 普請時の人足一60文/1人・1日	松平氏の支配となる 大湯、大師湯、長命湯は御地頭様普請、こが湯石湯は所普請、 管理は別所村民 99軒一486人（馬・67）
1717	享保一2	大湯温泉薬師に石灯籠、石仏等を立てる	
1719	享保一4	大師湯源泉及び浴場改修工事（4月～7月） 藩主の命により、塩田の大庄屋、吉田七郎左衛門工事奉行にあたる、板の厚さ沓掛山松の二寸等細かく指示、大工一山田、別所、休息所があった	大庄屋一塩田22か村の庄屋をたばねる
1742	寛保一2	大師湯、院内温泉薬師堂、大洪水にて流失 大師湯には開湯者といわれる慈覚大師像もあった 地頭再建 信濃では「戌の満水」とよび、死者2800人 関東、近畿も被害大	秋和、正福寺に1000人塚建つ
1747	延享一4	大師湯、大洪水にて流失、村民、旅舎宿泊客困惑、再三にわたる復旧工事の陳情書が出されるが藩主施行せず、せめて小屋がけでもと陳情 大湯商人運上金にて復旧	地頭様財政窮乏再建不可
1786	天明一6	大湯、お茶屋敷総図改められる	
1814	文化一11	北向観音境内高台に、温泉薬師堂（医王尊瑠璃殿）完成	村民寄付
1846	弘化一3	佐久間象山、来浴、 院内に薬師講できる	111戸、581人
1871	明治一4	明治維新一廃藩置県で上田藩は上田県となり5か所の共同浴場は国有（官有地）となる、藩主のお茶屋は競売に出される 共同浴場は別所村民総代の名で借用 村有地一無税地が、借地料を納めるようになった	管理は村の責任
1879	明治一12	温泉修繕費予備方法が設けられる	一戸30銭負担 207戸一779人
1881	明治一14	年間宿泊、入浴客一22,200人（5湯、28旅館）	

1889	明治—22	初の町村制度により 明治の大合併で18地区が5か村となる 別所村は旅舎業者による鉱泉組合をつくり温泉の維持管理にあたる、(営業組合同規約成立・28旅舎) 別所初代村長—山極吉右衛門	別所村、中塩田村 西塩田村、東塩田村 富士山村
1891	明治—24	官有地となった共同浴場5か所の拝借願を村長名で長野県知事に出し許可される 借用料4円40銭—5年契約 払い下げをお願いする	東塩田村と富士山村が合併
1898	明治—31	共同浴場借用料、8円80銭	
1902	明治—35	別所温泉事務所開設、浴場管理人を置き入浴料を徴収する、村民2厘、村外4厘	
1916	大正—5	国有となった共同浴場やっと払い下げとなる 代金—5,497円、村の年間予算に匹敵、村議会紛糾 温泉と別所村民の生計が不可分となっており 「一朝他人ノ手ニ帰スルコト」あれば「公共利益ヲ害スルコト甚大ナリ」—全村民意識 入浴料、村民5厘、村外1銭(4:00~24:00) (参考、西塩田小学校—12,000円)	村一丸の要望が受け入れられた、 旅舎、村民の寄付により支払う、 使用条例、温泉管理規定制定、
1918	大正—7	花屋ホテルが、村民出資により別所温泉(株)—観光旅館として設立 大湯より1分間900分湯、135円/年間—20年間貸与料の始まりである	当地で最初の株式会社となる(資本金4万円)
1920	大正—9	入浴料値上げ、村民—1銭、村外—2銭	温泉収入が別所村総収入に大きく貢献
1921	大正—10	上田—別所間に電車開通	
1925	大正—14	温泉貸与規定が設けられる	348戸、1485人
1926	大正—15	大湯源泉、浴場工事、源泉を大湯旅館に分湯、各旅館も増改築し内湯とする、 共同浴場の入札が行われる 貸与料、1.80/1分—40円/年間、花屋735円/年間	温泉使用条例及び貸与規定改正 総工事費—7,805円
1927	昭和—2	入札、石湯—1925円、大師湯—1256円 大湯—2135円、久我湯—785円 玄斎湯—325円、	
1928	昭和—3	タカクラ・テル「風流七久里の郷」を作詩	
1929	昭和—4	共同浴場久我湯を廃止、その湯を院内各旅館に分湯 別所温泉旅館全てが内湯となる、 貸与料、1.80/年間—57円となる	376戸、1594人

1932	昭和一7	大湯火災、玄斉湯、つるや旅館類焼 入浴料、村民一5回で2銭、村外一2銭	
1933	昭和一8	別所温泉協会創立、街灯がつく	参考、別所一上田往復 電車賃70銭
1934	昭和一9	ラジウム含量測定	県試験所
1935	昭和一10		374戸、1691人
1937	昭和一12	共同浴場入浴料等、村収入に大きく貢献 入札、石湯一1185円、大師湯一635円、 大湯一1150円、	温泉客、(宿泊、日帰含) 15万人(外人-30人)
1938	昭和一13	別所村有温泉貸与規定、議決 花屋貸与料735円→2,036円に値上げ訴訟となる	大正15年の取り決め が守られていなかった
1939	昭和一14	2年にわたる訴訟問題が和解決着した	村の主張通りとなった
1941	昭和一16	温泉の増量と低温解決のため地質調査実施 温泉分析一厚生省東京衛生試験所	加藤博士による
1942	昭和一17	入浴料改定、村内一1銭据え置き 村外一3銭	
1943	昭和一18	入湯税新設、1人1泊一5銭	
1944	昭和一19	杉並生徒1643名疎開受け入れ、月60銭	全館提供旅館は貸与料 免除
1947	昭和一22	入浴料、村内一10銭、村外一30銭	501戸、2371人
1948	昭和一23	入浴料、村内一30銭、村外一1円50銭	
1949	昭和一24	入浴料、村内一50銭、村外一2円	
1950	昭和一25	入札、石湯一150,000円、大師湯一43,500円 大湯一244,500円	483戸、2268人
1951	昭和一26	再度地質学者による地質調査を行う、 結果は悲観的、掘削にはいたらなかった 大湯線湯尻(道祖神前)改修工事完了	東大、花井氏、村井氏に よる
1952	昭和一27	入浴料、村内、大人一1円、子供一50銭(6~12歳) 村外、大人一4円、子供一2円	
1953	昭和一28	入浴料、村内、大人子供共一1円 村外、大人一5円、子供一3円	
1954	昭和一29	下諏訪町財産区、本郷村掘削視察 温泉掘削工事議決	財産区議員、協会役員 日本温泉開発研究会 安斉徹博士に調査依頼
1955	昭和一30	別所温泉ボーリング1号井掘削(院内一倉沢宅) 220m、41度C、670/分 別所温泉ボーリング2号井掘削(大湯一斉藤宅) 148m、45.7度C、360/分	村予算、村民寄付 費用320万余

		既設泉源に影響が出る（自然湧出減少、停止） 入札価額、石湯—466,000 円、大師湯—150,000 円 大湯—500,550 円、	494 軒—2219 人
1 9 5 6	昭和—3 1	別所温泉内引湯工事完了—温泉祭を行う 4 村合併に伴い、別所村—温泉財産は別所村の物という条件で合併、 別所温泉財産区を設立（財産区管理者に町長がなる） 別所温泉財産区財産管理規定、区有温泉貸与規定 及び常設温泉委員設置規定議決 別所村役場—塩田町承継、支所となる 貸与料、2, 3 号線—5,500 円 大湯泉—4,750 円（花屋） 1 号泉—2,150 円 入札、石 湯—391,000(68,000)円、 大師湯—120,000(21,000)円 大 湯—436,000(97,000)円 （ ）内は別所村分—4, 5 月分 入浴料、大人・5 円、子供・3 円（1 2 歳以下小学生）	財産区設立とともに温泉関係の支出は財産区となる—特別会計 又、財産区は特別地方公共団体となる 毎分 I 立につき
1 9 5 7	昭和—3 2	大師湯改築（建物解体につき競売に出す） 入札価額、石湯—439,000 円、大師湯—154,500 円 大湯—526,000 円	大師湯は—7/13~3/31
1 9 6 0	昭和—3 5	大湯改装工事、支所（旧別所村役場）廃止となる	
1 9 6 6	昭和—4 1	別所温泉ボーリング 3 号井掘削（観音下） 180m、52 度 C, 340l/分 支所（旧別所村役場）—財産区が買い取る 院内温泉薬師堂改修	
1 9 6 8	昭和—4 3	大湯薬師堂、横関豊劉の「筆塚」建立	
1 9 6 9	昭和—4 4	貸与料、大湯泉—4,750 円、1 号泉—2,150 円 2, 3 号泉—5,500 円	
1 9 7 0	昭和—4 5	上田市と塩田町合併、財産区管理者—市長となる 入浴料、区民—7 円、区外—1 5 円となる	塩田町大字別所→上田市別所となる
1 9 7 1	昭和—4 6	自治会山林財産調査、整備（塩水、氷沢、後沢、北谷、西大湯、幕宮）—約 30,000 坪 入浴料、区民—1 0 円 貸与料、大湯泉—7,648 円、1 号泉—3,462 円 2, 3 号線—8,855 円 石湯改築計画—底上げ—地元反対—改築中止	山林整備—温泉に関連補助—150 万円/年 （財産区→自治会）

1972	昭和—47	相染閣建設（健康福祉施設）、夜間共同浴場として財産区が管理、600を配湯 大湯改築（約1,100万円）	借受料—41,158円/月
1973	昭和—48	入浴料—15円、洗髪料—5円 貸与料、大湯泉—9,942円、1号泉—4,500円 2,3号線—11,512円	
1974	昭和—49	中央温泉研究所掘削調査指導依頼（益子薬学博士、佐藤地質学博士） 入浴料、20円、洗髪料10円（女性） 貸与料、大湯泉—13,222円、1号泉—5,984円 2,3号線—15,310円 入湯税—100円/1人	冬、渇水期出湯量減少 現状のままでは熱量不足となる予備源泉確保必要
1976	昭和—51	物理探査、補則地質調査等を経て掘削決意 ボーリング4号井掘削（観音下） 350m、52.5度C、1300l/分 過去の反省を踏まえ自噴力の900~950に制限 「絶対汲みあげない」益子博士指導 既存井自噴停止 貸与料、大湯泉—13000円、1号泉—休止 2号泉—15,000円、3,4号泉—17,000円	工事費用約2500万円 湧出温泉大湯井、1,2号源泉を除き湧出停止
1977	昭和—52	玄斎湯を山極さん（つるや）に、こが湯を大槻さんに払い下げる 3号井、ボアホールポンプ動力汲み上げ許可受ける 貸与料、4号泉—18,000円、他は変わらず	県知事より
1978	昭和—53	洗い場有料化—10,000円/年間（50l/分）	
1979	昭和—54	石湯、浴場改装 真田幸村公隠しの湯石碑建立 1,2号泉自噴湧出停止 入浴料、20円（銭湯150円） 貸与料、3,4号泉—20,400円、他は変わらず 新規配湯加入金設定、50万円/年間・10につき	予算—320万円
1980	昭和—55	1,2号井枯渇のため廃止 貸与料、3,4号泉—22,000円、他は変わらず	
1981	昭和—56	相染閣、浴場改修 大湯「葵の湯」碑を建立	
1982	昭和—57	入浴料、30円、洗髪料10円（女性）	
1983	昭和—58	公民館老朽化につき建て替えの研究会発足（自治会、財産区）市との調整結果、県の活性化制度資金の活	（温泉センター） センターと合わせ幕宮

		用ができることが判明、その後観光協会、旅館組合 水利組合を加えて建て替えを決定 建設は県の補助金、地元寄付金、により上田市が建 設する 建設予算—9,000万円(県・半額)	テニスコートも建設
1984	昭和—59	大師湯、浴場改築 貸与料、大湯泉—14,300円、2号井休止 3, 4号泉—24,200円	
1986	昭和—61	温泉センター完成 自治会・40万円、旅館組合・50万円支出で管理を行う	委託管理は自治会とする 財産区は土地所有者 として無償使用とする
1987	昭和—62	大湯薬師堂に「大湯を詠んだ与謝野晶子、大町桂月」 等の歌碑建立	
1988	昭和—63	入浴料、50円、洗髪料10円(男女) 貸与料、3, 4号泉—27,500円、大湯変わらず	区民は回数券
1989	平成—1	大湯建設研究委員会設立(11人)検討に入る 貸与料、大湯泉—14,700円、3,4号泉—28,300円 大湯薬師堂に「北原白秋、高野辰之」の歌碑建立	
1991	平成—3	大湯、浴場改築 (株)エイト、上田市野倉で温泉掘削、	
1993	平成—5	中央研究所、別所及び周辺調査 独鈷の湯調査、単純硫黄泉、深度50m 泉温20℃、浅い掘削で別所温泉への影響は無い と判断、 野倉の湯掘削計画調査、別所断層の南西に位置す るので別所温泉には影響ないと判断 温泉は地下水が一番問題である、したがって周辺 の地下水を下げる行為、つまり周辺の市街地化、 河川の改修(コンクリート化)、側溝の底打ち、後 背地の森林伐採・放置等は充分注意しなければな らない、(上記内容、市に要請) トリチウム分析を行って現在の温泉が 何十年前の雨水か知って前述の対策をする必要が ある	3, 4号泉とも安定して いない、適正な採取量に 戻すことを検討する必 要がある、 又深夜お客がいない時 に同じ給湯をしている のは奇異なことである、 各旅館の貯湯槽の設置、 浴槽内の温度、水位など によって給湯量が調整 されれば量が抑制され る 集中管理の検討もどう か。と指導される
1994	平成—6	入浴料、100円、洗髪料—変わらず 貸与料、3, 4号泉—33,960円、大湯泉—補償へ 大湯薬師堂に「タカクラ・テル—風流七苦離の里」 の歌碑建立	区民は回数券

		(有) コイケコウリン、上田市前山で温泉掘削、 47.7℃、1530ℓ/分出湯	
1995	平成一7	コイケコウリン動力汲み上げ申請	
1996	平成一8	オカミ・サミット開催、テーマ「水と森を考える」 馬場一水資源開発公団副総裁、筒井一東大名誉教授 の記念講演あり一水源を守る森林とオカミ等	
1998	平成一10	石湯、浴場改築	
1999	平成一11	トリチウム分析(三重水素、半減期、約12年)を 行う(水を構成する原子で一定時間が経過すると放 射線が低下する、濃度が低いほど古い水である) 共同浴場整備事業としてJAより土地を購入 チロル亭に温泉給湯50ℓ/分	4号泉、大湯泉は濃度が 低い(10年以上?) 足湯前の駐車場(165㎡)
2000	平成一12	入浴料、150円、洗髪料0円 貸与料、3、4号泉一35,660円 清掃委託契約実施(3浴場)	区内は回数券
2001	平成一13	財産区新聞「オカミ」発行(予算一68,400円) 3浴場に祈念スタンプ設置 センター前に「旧役場跡」の記念碑建立	
2002	平成一14	源泉調査一3号線枯渇化傾向あり一抑揚制限行う	
2004	平成一16	足湯「ななくり」に50配湯 50,000円/年間	
2006	平成一18	相染閣休日一財産区借り受ける(9:00~22:00) 自家発電機入れ替える(ヤンマー、75.1KW)	「あいそめの湯」石碑 設置
2007	平成一19	新潟県中越地震による別所温泉への影響について 調査、中央研究所(東京)	影響あり
2008	平成一20	旧あいそめの湯(財産区)3月30日で撤退 新あいそめの湯5月2日より上田市管理で開館営業 に入る 可燃性天然ガス測定 3、4、大湯泉共一0%	財産区より80ℓ/分 配湯
2009	平成一21	大湯に牛乳自動販売機導入	
2011	平成一23	観光協会一あいそめの湯指定管理者となる 上田藩主湯屋解体撤去 柏屋別荘足湯を設置 東日本大震災(3/11)一別所温泉源影響あり	地震の影響? 野沢、御岳源泉倍増 茅野、河童の湯半減 山形、柳川温泉枯渇 掘削予算6,000万円 福島、いわき市、多量の 温泉噴出 茨城、袋田温泉、関所の

			湯、透明→乳白色 箱根、千尺の湯、倒産 日光、判久ホテル、倒産 和倉、銀水閣、事業停止 二本松、佐藤旅館、全